

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案 新旧対照表

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（非常勤職員の給与） 第二十二条 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）については、勤務一日につき、三万四千九百円（その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合にあつては、十万円）を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（非常勤職員の給与） 第二十二条 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）については、勤務一日につき、三万五千百円（その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合にあつては、十万円）を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。</p> <p>2・3 （略）</p>